2019 年度 点検・評価活動を振り返って

神奈川大学自己点検・評価全学委員会

本学は、2011 年度に「内部質保証の方針」を策定し、教育研究活動、社会貢献及び国際的展開における質的向上に取り組んできた。2015 年度には第2 期認証評価を受審し、「大学基準に適合している」との評価を得たが、本学への提言として4項目の「努力課題」が指摘された。2019 年度はその改善状況について「改善報告書」を提出する年であり、第2期認証評価を締めくくる節目となる年であった。

2018 年度より始まった第3期認証評価は、内部質保証システムの有効性について着目した評価であり、2021 年度の受審に向け、より一層内部質保証を意識した自己点検・評価活動に努めなければならない。

以下に、2019年度の取り組みを総括する。

1. 2019 年度の点検・評価活動について(取り組みの概要)

1) アセスメント・ポリシーの策定

2017 年に、3 つのポリシーの公開及びディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫的策定が学校教育法施行規則の一部改正により義務付けられたことから、2016 年度にそれまで組織毎に異なっていたポリシーの構成を全学で統一した。また、中教審によるガイドライン等の趣旨を踏まえ、ポリシー間の一貫性・整合性等に留意するとともに、学修成果の評価や入試選抜の方法に関する方針を新たに盛り込んだ。

2018年11月に公表された「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」においては、教学マネジメントの確立に当たり、各大学が3つのポリシーに基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、その成果を「アセスメント・ポリシー」等の尺度に則って点検・評価を行うことが重要と述べられている。これまで本学では、「学生生活実態調査」の各種アンケート等により、学生の学修成果等の把握をしてきたが、これらの取り組みを自己点検・評価全学委員会にて取りまとめ可視化することにより、本学のアセスメント・ポリシーを策定することを提案した。

「神奈川大学におけるアセスメント・ポリシー」については、ホームページにて公表している。

■神奈川大学ウェブサイト「本学の情報」 神奈川大学の基本方針 https://www.kanagawa-u.ac.jp/disclosure/data/basic_policy/

アセスメント・ポリシーの振り返りについては、2020 年度の自己点検・評価全学委員会 にて取りまとめる。

2) 学部等・実施委員会の見直し

内部質保証体制の見直しについては、2018 年度に各学部から選出された委員を廃止し、委員長以外の副学長、学部長、研究科委員長を新たに構成員に加え、内部質保証体制の強化を図った。また、2019 年度は、研究に関する自己点検・評価体制を見直した。これまで研究に関しては各研究所に学部等自己点検・評価実施委員会を設けることで自己点検・評価を実施してきたが、大学全体の研究活動を俯瞰して自己点検をする体制となっていなかったため、総合学術研究推進委員会規程により「神奈川大学における学術研究の推進に係る組織」として定められている総合学術研究推進委員会を加え、総合学術研究推進委員会が研究に関する自己点検・評価の責任組織となることを明確にした。

3)2015年度大学評価結果(努力課題)への対応について

2015年に受審した大学評価結果で指摘された「努力課題」における「学部における履修上限単位数」への対応について、履修上限単位数の設定に関しては全学部で対応済みであったが、進級条件や卒業要件を満たさないなどの特別な事情による対応に関しては、検討が進んでいない状況であったため、各学部に対して審議するよう 2019年5月24日に自己点検・評価全学委員会委員長より依頼した。履修上限単位数に関する各学部の状況については、改善報告書に記載の通りである。

また、大学院に関する「努力課題」への対応については、改善報告書に記載の通り、教学改革委員会のもとに小委員会を設置し検討することとなった。

4) 改善報告書の提出

2015 年度に受審した認証評価では、本学への提言として 4 項目の「努力課題」が指摘されており、それらの改善状況について学内の検討状況を関係組織等と取りまとめ、2019 年7 月末に「改善報告書」を公益財団法人大学基準協会へ提出した。

5) 第3期認証評価受審に向けた取り組み

2021年度の第3期認証評価受審に向け、2021年4月に公益財団法人大学基準協会へ点検・評価報告書を提出するため、執筆に向けた取り組みを開始した。2019年11月26日に「第3期認証評価受審に関する説明会」を開催し、執筆担当者に向けて第3期認証評価の概要及び各基準の説明、執筆スケジュール等について説明した。点検・評価報告書作成への第一段階として、各組織へ様式の提出を依頼した。

6) 各種方針の確認等について

本学では、2015 年度に受審した大学基準協会の第 2 期認証評価に際して、大学基準における各評価項目での方針策定に基づいて自己点検・評価を行うことが求められていたことを踏まえ、大学の運営に関する各種方針を策定した。

2021 年度受審予定の第 3 期認証評価においても、同様に各評価項目に対応する方針に沿った大学の運営が求められていることから、2018 年度第 5 回委員会(2018 年 10 月 24 日開催)において、策定された各種方針が本学の現状と合致しているかという視点に基づき、各種方針の確認及び見直しを実施することについて、関係委員会委員長・部署長に対して依頼した。

大学運営に関する各種方針は、3 つのポリシーと合わせて毎年「神奈川大学の基本方針」 冊子として編纂するとともに、下記 Web ページ上で公開している。

■神奈川大学ウェブサイト「本学の情報」 神奈川大学の基本方針 https://www.kanagawa-u.ac.jp/disclosure/data/basic_policy/

7)「神奈川大学の基本方針 2019」の刊行

本学では3つのポリシーを策定した後の2011年より、3つのポリシーを含む本学の各種 方針を学内外に広く周知するため、「神奈川大学の基本方針」を冊子刊行するとともに、大 学ウェブサイトにて公開してきた。2019年度は冊子及び大学ウェブサイトにて公開をした。

■神奈川大学ウェブサイト「本学の情報」 神奈川大学の基本方針 http://www.kanagawa-u.ac.jp/disclosure/data/basic policy/

2. 2019 年度の点検・評価活動を振り返って

本学の内部質保証に関する課題の一つである「学修成果の可視化」について、組織毎に実施してきた取り組みを取りまとめて可視化することとした「神奈川大学におけるアセスメント・ポリシー」を策定したことは、「学修成果の可視化」の実現に向けた取り組みの第一歩であったと言える。しかしながら、アセスメント・ポリシーは策定するだけではなく、常にその内容を点検し、効果的な方法へと改善することが肝要である。2020年度にはアセスメント・ポリシーの振り返りを実施するため、その内容も踏まえ、アセスメント・ポリシーそのものの内容についても点検しなければならない。

2015年に受審した第2期認証評価については、改善報告書の提出をもって一つの区切りとなったが、「努力課題」として指摘された取り組みに関しては、引き続き各組織において改善を図るための取り組みを実施しなければならないため、自己点検・評価全学委員会において点検していく。

内部質保証体制の取り組みとしては、研究に関する内部質保証の責任組織として総合学 術研究推進委員会を学部等実施委員会に加えたことで、2021 年度の第3期認証評価受審に 向けた内部質保証体制の整備が完了した。この体制で点検・評価報告書の執筆をはじめ、 第3期認証評価を受審することとなる。

3. 今後の活動について

1) 第3期認証評価受審に向けた取り組み

前述の通り、2021 年度の第 3 期認証評価に向けて点検・評価報告書の執筆活動を開始した。今年度は2021 年 4 月の提出に向け、学内の各組織と調整の上、執筆を進める。

2) 学修成果の可視化に向けた取り組み

2019 年度のアセスメント・ポリシーの策定を受け、2020 年度に振り返りを行う。策定したポリシーの内容や振り返りの結果等を踏まえ、今後、アセスメント・ポリシーの在り方も含め、神奈川大学の学修成果の可視化について検討を開始する。2020 年度及び 2021 年度は認証評価受審に向けた取り組みに注力するため、2022 年度以降に本格的な検討が開始できるよう、文部科学省や他大学の状況等について、情報収集を行う。

以上